

令和6年3月26日

職員の自転車乗車時のヘルメット着用を義務化＝4月1日～
府内自治体で初の自転車ヘルメット着用促進モデル事業所に指定へ

市は4月1日から、職員が業務や通勤で自転車に乗用するときはヘルメット着用を義務化する。本市は京都府警察が実施する「自転車ヘルメット着用促進モデル事業所」に4月1日付けで指定を受ける。自らの命や日常生活を守るため、市が率先してモデルとなりヘルメット着用を促進することで、市民の気運醸成を図り着用率の向上につなげるのが目的。4月12日に行う指定書交付式で、京都府警察本部交通部長から市長に指定書が交付される。

記

自転車ヘルメット着用促進モデル事業所

○指定式

日時 4月12日（金）午後1時30分～
場所 まちづくりセンター第1会議室
出席 京都府警察本部交通部長、綾部警察署長
市長、市長公室長、企画総務部長



○事業所指定の条件（本市の状況）

- ① 業務用自転車を5台以上保有していること（42台保有（出先機関含む））
- ② 業務運行時のヘルメット着用を義務化すること（4月1日から義務化）
- ③ 業務に使用するヘルメットを整備すること（必要数を整備予定）
- ④ 自転車で通勤する職員に対しヘルメットの購入支援をすること（市職員共済組合が購入費用の1/2（上限1,000円）を支援）
- ⑤ 京都府警の自転車ヘルメット着用促進等の啓発活動に参画すること（今後、綾部警察署と協議し実施予定）

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対する自転車ヘルメットの着用が努力義務となった。業務や通勤時における自転車ヘルメットの着用を促進するため同事業所の指定・認定を京都府警が実施している。

令和6年2月末時点の京都府の自転車ヘルメット着用率は11.6%（綾部市の着用率は未公表）。

市は令和5年4月から、市安全・安心のまちづくり推進協議会（会長、山崎善也・綾部市長）、綾部警察署（中田勝康署長）、交通安全協会（浅卷武之会長）と合同で「綾部ヘルメット・サポーター事業」に取り組み、40人のサポーターに自転車ヘルメットとステッカーを贈呈して市民への啓発を行ってきた。

<問い合わせ>

総務課 課長 塩見 浩一 電話0773（42）4218

